

# 草津市議会大規模災害時行動要領

平成29年2月20日 議会運営委員会決定

平成30年10月12日改正

令和3年8月26日改正

## 1. 目的

この要領は草津市域に大規模災害が発生したときに草津市議会（以下「議会」という。）および草津市議会議員（以下「議員」という。）がどのように対応すべきかについて共通の認識を持ち、非常時に即応した行動が取れるよう定めるものである。

## 2. 基本方針

大規模災害時においては、その災害の規模、種類、事態の推移等に応じ、迅速かつ的確に行動することが求められる。このことから、議会は下記の基本方針に基づき、対応を図るものとする。

なお、この要領でいう大規模災害とは、草津市が地域防災計画および新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく災害対策本部等を設置する基準に該当する災害を指す。

### (1) 側面支援の原則

議会および議員は、議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲で災害に対応することが基本であることを踏まえ、市の災害対応業務が円滑に遂行できるよう側面から支えるものとする。

### (2) 連絡体制の確立

- ・議長は、議会事務局に連絡体制の確立を指示する。
- ・議会事務局は、全議員の安否等を確認し、議長へ報告する。なお、連絡手段は次のとおりとする。

①メール等②電話 ③FAX ④その他の手段

- ・議員は、常にその居場所等を明らかにし、議会事務局との連絡体制を確立する。

### (3) 地域での活動

議員は、率先避難を前提に、地域の一員として、被災者の安全確保や避難誘導等の支援活動に努める。

## 3. 大規模災害に向けた備え・心構え

### (1) 議会の対応

- ①議長は、速やかに連絡体制を確立できるように大規模災害時連絡先一覧表を整備する。
- ②議長は、大規模災害に向けた備えを行うために必要な組織を定める。なお、組織の構成は、議長、副議長、議会運営委員とする。
- ③前項で定める組織は、原則年1回以上、次に掲げる取り組みを行う。
  - ・防災訓練等の実施
  - ・本要領の見直し

### (2) 議員の対応

- ①議員は、連絡先に変更が生じた場合、速やかに議長に報告を行う。また、連絡を行うための携帯電話等を常に携行する。
- ②議員は、日ごろから地域の防災訓練等に積極的に参加することで基本的、専門的な対

策を体験または見聞し、災害に対する感受性の醸成に努める。

- ③議員は、日ごろから自助および共助の必要性を十分に認識し、自ら実践および地域等での啓発に努める。

#### 4. 大規模災害発生時の対応 【初動期・・・災害発生から概ね24時間】

##### (1) 本会議や委員会等へ出席しているときの対応

- ①議長または委員長は、ただちに休憩または散会を宣言し、議会事務局職員に対して、傍聴人等の安全確保や避難誘導等の指示を行う。
- ②議員は、速やかに自己の安全確保を行ったうえで、周囲に被災者がある場合には、その救出や支援を行う。
- ③議員は、今後の対応の指示があるまで市庁舎にて待機する。また、議長から退庁の指示が出た際には、議会事務局との連絡体制を確立したうえで、地域での支援活動等に努める。
- ④正副議長は、市庁舎に待機し、災害対策本部等と連携しながら、災害状況や被害状況等の把握に努める。

##### (2) 本会議や委員会等へ出席していないときの対応

- ①正副議長は、速やかに自己の安全確保を行ったうえで、登庁し、災害対策本部等と連携しながら、災害状況や被害状況等の把握に努める。
- ②議長は、全議員の安否の確認等を行い、連絡体制を確立するように議会事務局へ指示する。
- ③議員は、速やかに自己の安全確保を行ったうえで、インターネットやテレビ、ラジオ等で災害情報の収集を行う。
- ④議員は、自身の居場所等を明らかにし、議会事務局との連絡体制を確立したうえで、地域での支援活動等に努める。

#### 5. 大規模災害発生時の対応 【初動期経過後】

##### (1) 議会の対応

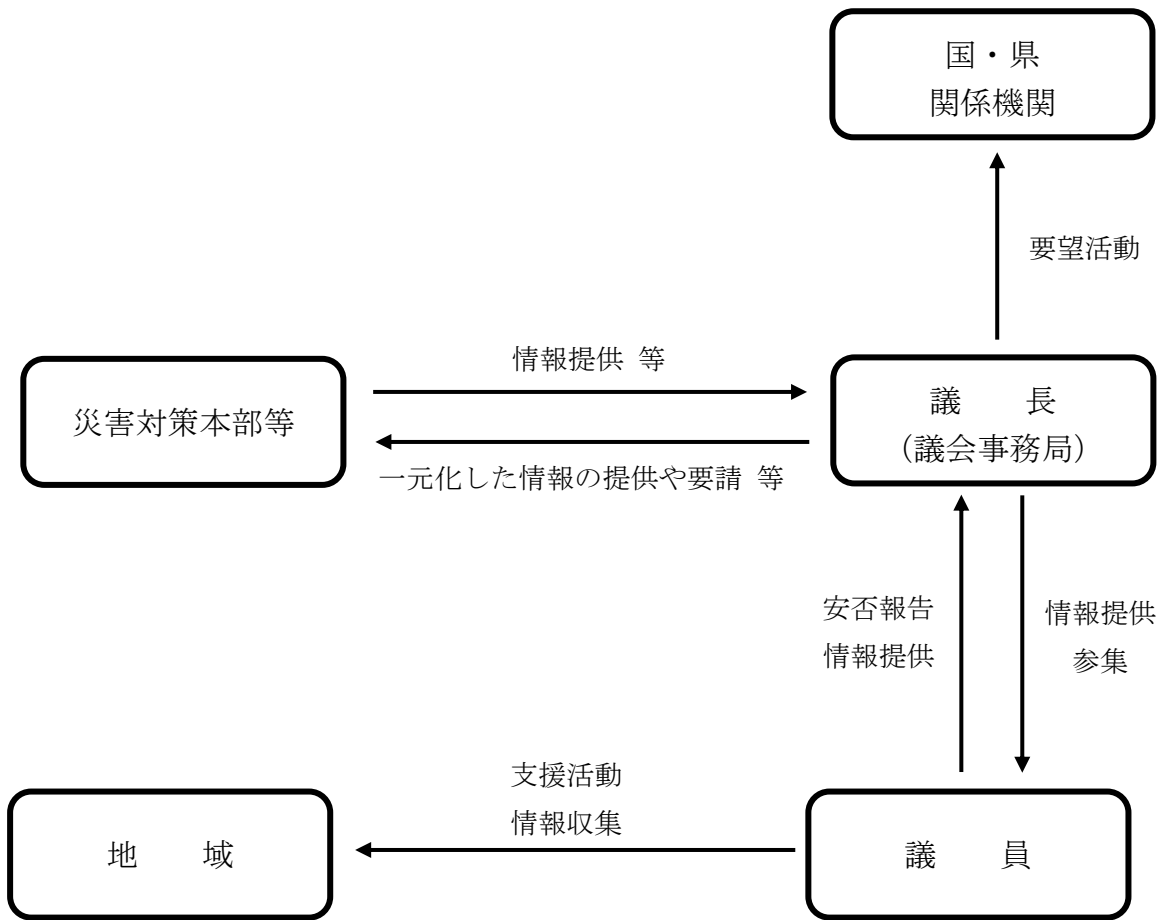
- ①正副議長は、必要に応じて市庁舎に待機し、災害対策本部等と連携しながら、災害状況や被害状況等の把握に努める。
- ②議長は、議員から寄せられた情報や要望等を一元化し、議会事務局を通じて、災害対策本部へ報告するとともに、必要な情報を議員へ提供する。
- ③議長は、必要に応じて議員を参集させる。なお、議場、委員会室等が使用できなくなった場合、代替場所を確保するため、執行部と協議する。
- ④議会は、被災の実情を踏まえ、国や県、関係機関等に対して要望活動を行う。
- ⑤議長が不在の場合は、次の順により職務代理を行う。

副議長 → 議会運営委員長 → 総務常任委員長 → 文教厚生常任委員長 → 産業建設常任委員長

##### (2) 議員の対応

- ①初動期に引き続き、常に自身の居場所等を明らかにし、議会事務局との連絡体制を確立したうえで、地域での支援活動等に努める。
- ②地域の被災状況や被災者の要望等について、必要な情報を議長に報告する。
- ③議長から参集の指示があった場合は速やかに登庁する。登庁が不可能な場合は、現在の状況等を速やかに議会事務局へ連絡する。

○対応イメージ図



大規模災害時連絡先一覧（令和〇〇年〇〇月〇〇日現在）

	氏 名	メール等	携帯電話	自宅電話	F A X
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					